

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	奥 野 美 佳
同	長 友 克 由

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

観光にぎわい部      文化生涯学習課  
                                 観光交流課  
                                 商工振興課  
                                 農業振興課  
                                 文化財課  
                                 スポーツ振興課

### (2) 対象事務

令和7年度（2025年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和7年（2025年）12月1日（月）から令和8年（2026年）3月30日（月）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### [文化生涯学習課]

##### ○生涯学習市民センターに係る事務処理について

南部生涯学習市民センター内での拾得物について、遺失物法に基づく所管警察署への届けが行われず施設内に保管されていた事例、また、生涯学習市民センターをはじめとする6施設の電気料金の支払事務において、納期限内に支払ができなかったために延滞利息が発生した事例があった。

今後は、適正な事務処理を行うとともに、特に、支払遅延については複数の部署で発生しており、同様の事例が発生することのないよう課内のチェック体制を強化するよう要望する。

#### [観光交流課]

##### ○地域の魅力向上に係る補助金等について

観光交流課では、地域の魅力向上に係る施策の一つとして、「枚方まつり」の実施主体である枚方フェスティバル協議会に対して補助金を交付している。同補助金は、枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金交付要項に基づき運用されているが、何を補助対象とするかが同要項に明記されていないため、どのように判断を行ったのか不明確な状態であった。また、同補助金の算定に際し、同課が補助対象外と認定している経費までもその算定に組み込まれていることにより、同経費が増加すれば補助金額が増加するという算定方法となっていた。

今後、同補助金事業を進めるに当たっては、補助金算定の根拠を明確にし、補助金交付事務の透明性を高めるとともに、一層の説明責任を果たすよう要望する。

#### [商工振興課]

##### ○商工業の振興に係る委託事業等について

商工振興課では、商工業の振興及び育成に係る業務の一部を委託により実施している。

地域活性化支援センターの運營業務委託における経営相談業務等については、受託者である北大阪商工会議所が独自で行う相談業務と中心的な部分では役割分担が図られていたものの、依然として一部重複した業務内容があった。今後は、同センターの支援を受けた新たな創業者の増加数や創業後の中長期的な存続率の変化等、同事業の費用対効果を検証し、更に有効な支援策につなげるよう要望する。

また、事業者へ展示商談会に係る費用等の支援を行う商工業振興事業委託については、委託料の大部分が事業者への支援金となっており、同支援金額を受託業者が決定する内容となっていた。これらの行為は、実質的に市補助金を第三者が決定、交付しているものと変わらないものである。本来、補助金の支出事務は地方自治法上、私人に委任することができないものとされており、速やかに、事業の実施手法について見直しを行い、適正な支援策を講ずるよう強く要望する。

#### [農業振興課]

##### ○農業振興課が所管する補助事業について

農業振興課では、里山保全や農業被害防止対策等のために多岐にわたる補助事業を実施している。その1つであるイノシシ被害防止対策事業補助金の交付事業において、枚方市イノシシ被害防止対策事業補助金交付要綱に基づき交付額の算定を行っているが、複数の農地を一括して算定するのか単体で算定するのか同要綱には明確に規定されていないため、一括して算定した場合と単体で算定した場合で交付額が変わる制度設計となっていた。また、里山保全活動補助金及び土地改良事業補助金においては、交付額確定の決裁により1,000円未満を切り捨てる処理を行っているが、これら2つの補助金交付要綱には端数処理についての規定がなかった。

前回監査においても、規定内容の確認には慎重を期するよう強く要望しているところであり、補助金交付事務を厳正に行うためにも、各要綱等を細部にわたり見直しを行った上で、各要綱等に基づいた事務処理を行うよう要望する。

## [文化財課]

### ○文化財課が所管する事務について

文化財課が所管する枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館では、販売用にガラス棒と青銅を取り扱っているが、在庫の管理が不十分かつ会計課への販売実績の毎月報告が行われていなかった。また、同館内の手提げ金庫に不明金が保管されたままになっていた。

加えて、同課では枚方市史等の刊行物を販売するに当たり、市民等からの郵送での購入に係る刊行物代金と送料を現金書留で徴収しているが、徴収した送料分を市の歳入として計上せずにレターパック代等の郵送経費に充てていた。また、百済寺跡バス専用駐車場管理業務委託の仕様書において、支払の算定根拠が明記されておらず、実際の支払の際も算定が不明確な状態で支出が行われていた。

これらの不適切な事例については、現在は全て改善されているが、今後も、事業を進めるに当たり、係間での連携を図り、より良い事務の適正化を図るよう要望する。

## [スポーツ振興課]

### ○野外活動センター等に係る事務処理について

野外活動センターでは宿泊利用者からの使用料の徴収が施設使用開始後となっており枚方市野外活動センター条例に基づく処理が行われていなかった事例、期限切れとなった消火器の交換が行われていなかった事例が見受けられた。また、課が所管する施設の電気料金が納期限内に支払われず延滞利息が発生した事例、補助金の交付事務で最終的な交付額に影響はないものの補助対象外とすべき経費を認めていた事例も見受けられた。

今後は、適正に事務処理を行うとともに、特に、支払遅延については複数の部署で発生しており、同様の事例が発生することのないよう課内のチェック体制を強化するよう要望する。

なお、使用料の徴収時期については、前回監査時にも意見を付しており、早急に改善するよう強く要望する。